

## 法人文書不開示決定通知書

様

(開示請求者)

独立行政法人労働政策研究・研修機構 印

年 月 日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 不開示決定した法人文書の名称
- 不開示とした理由

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人労働政策研究・研修機構に対して異議申立てをすることができます。

\*担当課等